

三重県版経営向上計画の申請について

補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて、「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を作成し、できる限り早期に提出し、遅くとも令和3年9月30日（木）までに申請書を提出してください。

1 申請書類

- ・補助金申請時に作成した「第1号様式の2（経営向上計画書）」を基に作成し、その他関係書類を添付のうえ、申請してください。（提出部数は、1部）
- ・三重県版経営向上計画の添付書類（決算書、履歴事項全部証明書）については、補助金申請時に提出された内容から変更がなければ、今回の提出は省略可です。

No.	三重県版経営向上計画（ステップ2）の提出書類	今回、補助事業者の提出が必要な書類（対応方法）
ア	第1号様式（三重県版経営向上計画認定申請書）	新規作成・提出が必要
イ	様式第1号（三重県版経営向上計画）	補助金申請時に提出した「第1号様式の2（経営向上計画書）」をもとに作成・提出
ウ	様式第2号（実施計画）	同上
エ	別紙1	新規作成・提出が必要
オ	別紙2	同上
カ	直近1期分の決算書写し ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書。 ・個人で青色申告の場合は、確定申告書、損益計算書、貸借対照表。 ・個人で白色申告の場合は、確定申告書、収支内訳書。 ・特定非営利活動法人の場合は、法人税確定申告書、貸借対照表、活動計算書。 ※ただし、決算期を一度も迎えていない場合は、合計残高試算表等。	提出不要 （※変更がある場合は、要提出）
キ	定款又は申請日から6か月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（法人及び特定非営利活動法人の場合のみ。）	同上
ク	三重県版経営向上計画提出チェックリスト（参考様式）	新規作成・提出が必要
ケ	様式第5号（商工団体を通じた申請の場合）	新規作成・提出が必要

2 申請先

- ・できる限り、地域の商工会・商工会議所を通じて申請してください。
- ・商工団体を通じずに直接に申請する場合は、三重県産業支援センターへ申請書を郵送してください。